

浜田市告示第 6 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 8 年 2 月 19 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 供用開始の内容

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷 地 の 幅 員 (m)	
		終 点		最大	最小
03-03-220	浜田 220 号線	浜田市松原町 64 番地先	409.0	最大	6.1
		浜田市松原町 236 番地先		最小	3.3